

## (案)

### 阿賀野市オープンデータの推進に関するガイドライン

令和3年 月 日

#### 1 趣旨

本ガイドラインは、阿賀野市（以下「本市」という）におけるオープンデータ推進の取り組みについて、基本的な方針を定めています。

#### 2 背景

国において「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進計画」により、地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化を推進しており、県においても、オープンデータの推進を盛り込んだ「新潟県 ICT 推進プラン」が策定されていることを踏まえ、本市においてもオープンデータの推進に取り組みます。

#### 3 目的

さらなる行政の透明性・信頼性の向上、業務の高度化・効率化を目指すことはもとより、機械判読可能なデータを提供することにより、アプリ開発や先駆的なデータ解析などの新しいサービスを提供するビジネスの創出に期待するとともに、公開データによって市民生活の向上、企業活動の活性化等を促進し、社会経済の発展に寄与することを目的としています。

#### 4 取組の方向性

本市のウェブサイトにおいて公開されるデータなどの情報は、可能な限りオープンデータとして公開します。ただし、個人情報保護など二次使用が制限される情報は対象外とします。

#### 5 オープンデータの基本ルール

##### (1) 機械判読に適したデータ形式

容易に利用（加工・編集・再配布等）ができるよう、アプリケーションに依存しないデータ形式 CSV 形式を基本とします。写真等の画像データは、JPEG 形式で公開します。

##### (2) 二次利用が可能なデータであることの明示

データの二次利用を認めることを原則とし、クリエイティブコモンズを使用しデータ所有者があらかじめ条件を付して承諾していることを明示し

ます。原則として利用者にとって最も自由度の高い「CC-BY」を適用します。

(3) 二次利用に必要な情報の周知

二次利用のために必要な情報（利用条件・免責事項等）は、利用規約等で明記します。

(4) データの取得

各所属が取得するデータや各種成果指標等について、オープンデータとして公開し二次利用が可能となるよう、収集・調達時に予め調整します。

6 公開方法

(1) 保有データのオープンデータ化

オープンデータの基本ルールに沿って、所管課がオープンデータ化を行うこととします。また、データに変更があった場合については、随時所管課で修正・更新等を行ってください。

(2) ウェブサイトへの公開

オープンデータを指定の様式にて本市のウェブサイトの該当カテゴリーへ掲載します。

(3) カタログページのリンク作成

オープンデータはカタログページを作成し、内部リンク等で一括管理します。オープンデータをウェブサイト上に掲載した場合（新規ページ作成、リンク先の変更がある場合）は、カタログページの管理を行っているデジタル化推進室へご連絡ください。

7 その他

本ガイドラインの内容は、国または県におけるオープンデータ推進の方向性が示された場合や ICT 関連技術の進展等に応じて、随時改定を行います。